





<section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><text></text></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header>	 はじめに――無人運航船は 「船舶」か 浮島、艀(はしけ)、ブイなどの海上浮遊 構造物 WIG craftなどの水上航空機 オイル・リグなどの移動式海洋掘削装置 (MODUs: Mobile Offshore Drilling Units) 無人海洋探査機、自律型スペースポート・ ドローン船 (ASDS: Autonomous Spaceport Drone Ship) など の無人海洋システム (UMS: Unmanned Maritime Systems)
海洋航行の安全に対する不 この条約の適用上、「船舶」とは、海底に恒久的に取り付けられて 法な行為の防止に関する条 約(SUA条約)1条 の他の浮遊機器を含む。	「船舶」とは、船舶のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護され 海上労働条約2条(i) ている水域若しくは港湾規則の適用水域若しくはこれらの水域に近 接する水域のみを航行する船舶以外のものをいう。
船舶バラスト水規制管理条 約1条12項 「船舶」とは、水環境において運航する全ての型式の船舟類をいい、 潜水艦、浮遊機器、浮体式プラットフォーム、浮体式貯蔵施設 (FSU)及び浮体式生産貯蔵・取卸施設(FPSO)を含む。	海上に使用せらるる児童及本条約二於テ「船舶」ト称スルハ其ノ公有タルト私有タルトヲ問ハ び年少者の強制体格検査にス海洋航行ニ従事スル各種ノ船舶舟艇ヲ総テ包含ス但シ軍艦ハ之ヲ 関する条約1条 除ク
2001年の船舶の有害な防汚 方法の規制に関する国際条 約(船舶防汚方法規制条 約) 2条9項 「船舶」とは、海洋環境において運航するすべての型式の船舟類を いい、水中翼船、エアクッション船、潜水船、浮遊機器、固定され 又は浮いているプラットフォーム、浮いている貯蔵施設(FSU) 及び浮いている生産貯蔵・取卸し施設(FPSO)を含む。	1972年の油による汚染を伴 「船舶」とは、次のものをいう。 う事故の場合における公海(a)あらゆる種類の海上航行船舶 上の措置に関する国際条約(b)海上に浮いている全ての機器(海底及び海底資源の探査及び開発 2条2項 に使用する施設及び設備を除く)
1972年の廃棄物その他の物 の投棄による海洋汚染の防 「船舶及び航空機」とは、種類のいかんを問わず、水上、水中又は 止に関する条約の1996年の 空中を移動する機器(自動推進式である否かを問わず、エアクッ 議定書(ロンドン条約1996 ション船及び浮遊機器を含む。)をいう。	2001年の燃料油による汚染 損害についての民事責任に 関する国際条約1条1項
年議定書)1条6項 1972年の海上における衝突 の予防のための国際規則 「船舶」とは、水上輸送の用に供され又は供することができる船舟	海上に使用し得る児童の最 低年齢を定むる条約1条 除ク 株条約二於テ「船舶」ト称スルハ其ノ公有タルト私有タルトヲ問ハ ス海洋航行二従事スル各種ノ船舶舟艇ヲ総テ包含ス但シ軍艦ハ之ヲ 除ク
(1972年の海上衝突予防規 類(無排水量船及び水上航空機も含む。)をいう。 則)3条(a) 「タンカー、原子力船及び核物質又はその他の本質的に危険若しく 国連海洋は条約aa条a項」は方案な物質若しくは原料を運搬する約約4、(海洋汚染防止に関す	*Ship" means a vessel of any type whatsoever operating in the marine 1973年MARPOL条約2条4項 submersibles, floating craft and fixed or floating platforms.
国連海洋法条約22条2項 は有害な物質若しくは原料を運搬する船舶」(海洋汚染防止に関す る条約規則) 国連海洋法条約40条 「海洋の科学的調査又は水路測量を行う船舶」(調査活動に関する 条約規則)	1948年のSOLAS条約ルール 1(c)(i) The word "vessel" includes every description of water craft, other than as seaplane on the water, used or capable of being used as a means of transportation on water;

2. 一般国際法上の「船舶」
 を論じる必要性

3. 国際法上の「船舶」と社会 通念上の「船舶」との混同

4. 一般国際法上の「船舶」で あるかどうかは各国次第

- 「船舶」は、…公海において旗国の「排他的管轄 権に服する」(国連海洋法条約92条1項)。
- 「船舶は、その旗を掲げる権利を有する国の国籍 を有」し、その旗国が船舶の「国籍の許与…に関 する条件を定める」(同条約91条)。
- 「船舶」とは、様々な海洋利用に際して、自国が 国際法上認められた旗国としての「地位に付随す る自由と権利」を行使するための組織的集合体 (unit)である(国際海洋法裁判所: Saiga/Virginia G/Arctic Sunrise/Enrica Lexie cases)。

5. まとめ

- ある物体が船舶として個別条約の適用対象となる か否かは、条約ごとの定義規定に従ってそれぞれ に判断される。
- ② 一般国際法上の「船舶」とは、一義的には、旗国の自由、権利および義務を行使する媒介物としての機能を有する組織的集合体(unit)を意味する。
- ③ ある物体が一般国際法上の旗国を代表する組織的 集合体としての「船舶」であるか否かは、国籍の 許与を通じて各国が決定する。

無人運航船と「ヒト」とのかかわり 一旗国の義務の観点から—

竹内真理 神戸大学法学部

はじめに

#なぜ「無人」運航船の問題を扱うのに「ヒト」なのか

→既存の海洋法規則における旗国の義務の中には、船舶に関係するヒト(自然人・法人を含む)への管轄権・管理権の行使を通じてのみ果たすことができるようなものが存在

→無人運航船の無人性レベルには、運航の一部自動化(船員配乗)から完全 自動運航型(無人)までいくつかの段階あり



Q. Eトを介して履行される旗国の義務は、船舶が無人運航船であることにより、どのような影響を受けるのか。

→既存の規則の解釈適用で対応可?新たな条約作成が必要?

無人運航船の無人性レベル

	IMOによる説明	船員配乗	運航
Level 1 有人•運航一 部自動化	Seafarers are on board to operate and control shipboard systems and functions. Some operations may be automated.	Ø	一部自動運航
Level 2 有人•遠隔操 作	The ship is controlled and operated from another location, but seafarers are on board.	0	遠隔操作
Level 3 無人•遠隔操 作	The ship is controlled and operated from another location. There are no seafarers on board.	×	遠隔操作
Level 4 完全自動運航	The operation system of the ships is able to make decisions and determine action by itself.	×	完全自動運航

I.ヒトを介した旗国の義務-海上における安全関連義務

- 1. 海上における安全確保に関する旗国の義務(国連海洋法条約94条)
- 船舶における乗組員の配乗(the manning of ships)・労働条件等の確 保(94条3項b)

←適用のある国際文書(the applicable international instruments)を考慮

- 船舶が適当な資格を有する船長及び職員の管理の下にある(in the charge of a master or officers)ことなどの確保(94条4項b)
- 船長、職員及び適当な限度において乗組員が (the master, officers and, to the extent appropriate, the crew) 海上における人命の安全、衝 突の予防、海洋汚染の防止、軽減等に関して適用される国際的な規則 (the applicable international regulations) に精通していることなどの確 保 (94条4項c)

I.ヒトを介した旗国の義務-海上における安全関連義務

- 2. 海上の遭難援助義務(国連海洋法条約98条)
- 自国船舶の船長に対して、次の措置を取ることを要求する義務
 - 海上において生命の危険にさらされている者を発見したときは、その者に援助を与えること
 - 援助を必要とする旨の通報を受けたときは、当該船長に合理的に期待される限度において、可能な最高速力で遭難者の救助に赴くこと

Cf. 1974年の海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)附属書第5章 規則10(a) The master of a ship at sea, on receiving a signal from any source that a ship or aircraft or survival craft thereof is in distress, is bound to proceed with all speed to the assistance of the persons in distress informing them if possible that he is doing so. If he is unable or, in the special circumstances of the case, considers it unreasonable or unnecessary to proceed to their assistance, he must enter in the logbook the reason for failing to proceed to the assistance of the persons in distress.

船長の義務としての救助義務 + 救助に赴けない場合の航海ログ記載義務

Ⅱ.無人運航船と既存の規則との関係

- 船長(master)の地位
 - →国連海洋法条約には定義なし
 - Cf. 1978年船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 Ch.1 規則I (c): Master means the person having command of a ship.

→「船長」が船舶に乗り組んでいることまでは必ずしも要求されていないが、船 舶の安全を確保するために、単なる乗組員(crew)とは区別される責任者が船 舶に割り当てられていることが求められると解される

Q. 遠隔操作型(Level 2, Level 3)の遠隔オペレータを「船長」に読み替えることができるか?

Q. 完全自動運航型(Level 4)については新たなルールが必要? AI船長もあり うる?

Ⅱ.無人運航船と既存の規則との関係

- 適用規則の弾力性
 - →既存の義務における程度の考慮 ・海難救助義務における「合理的に期待される限度において(UNCLOS98条)」

→国連海洋法条約における適用可能な国際文書の参照

- SOLAS条約附属書における詳細な規定
 旅客船と貨物船とで異なる規則の適用を予定する場面あり
- ・運航会社の役割の増大(→管理体制の強化)
- SOLAS条約の附属書の改正手続の簡素化(SOLAS条約8条)
 ・条約本文及び附属書第1章→全締約国の2/3以上の受諾(Explicit方式)
 ・附属書(第1章を除く)→採択後一定期間内に全締約国の1/3以上の締約国、又は世界の商船船腹量の50%以上となる締約国から異議通告がない限り自動的に発効(Tacit方式)

まとめ

- 無人運航船の「無人性」のレベルには段階があり、既存の海洋法 規則における「ヒト」を介して履行される旗国の義務は、無人運航 船に対して直ちに適用できなくなるわけではない →「ヒト」の定義や範囲、既存の義務の弾力性を勘案して、レベルごとに検討 する必要
- 2. 国連海洋法条約は、適用可能な国際文書を参照することで、他の 文書による規則の発展を取り込む方式を採用

→①既存の規則の解釈適用、②新たな条約の作成に加えて、③SOLAS附属書 などの改正を通じた対応という方式がありうる

